

4月1日
から

市役所の組織を変更します

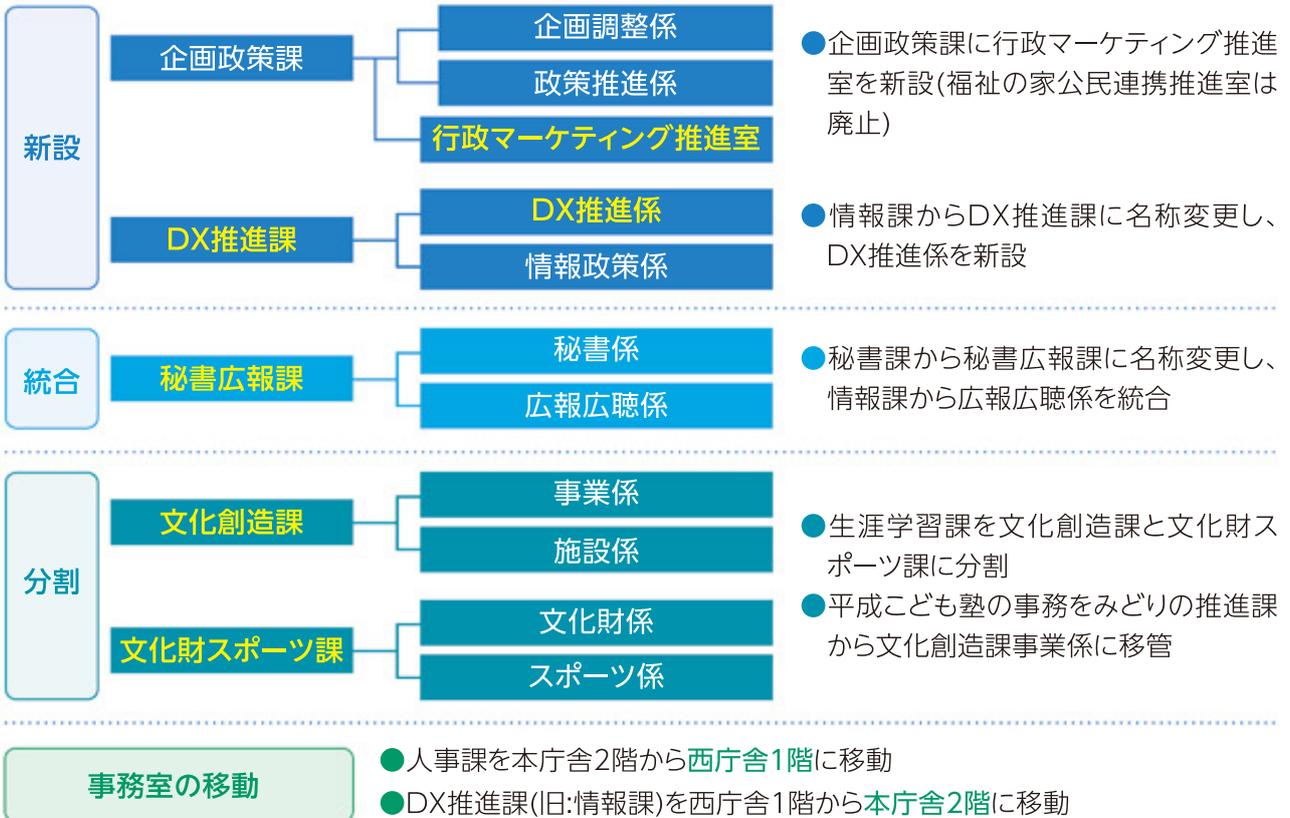
問 企画政策課 ☎56-0600



効果的・効率的な行政運営を行うため、組織機構を見直し、課や係の体制を変更します。

詳細は
市HPへ。

主な変更点



各種証明書の取得方法

問 市民課 ☎56-0607

長久手市サービスコーナー(Nピア)の営業は、3月24日(火)をもって終了しました。各種証明書は市民課窓口以外にも、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付等で取得できます。

● **コンビニエンスストアでの証明書発行** マイナンバーカード利用により、全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等で証明書を取得できます。

ただし以下の人は利用不可。

- ・15歳未満の人
- ・住民基本台帳事務における支援措置を受けている人
- ・顔認証マイナンバーカード(利用者証明電子証明書が搭載されていない)の人

● **広域交付での証明書発行**

運転免許証等の顔写真入り本人確認書類の提示により、最寄りの市区町村役場で証明書を取得できます。
※広域交付により発行した住民票には本籍、筆頭者、前住所地が記載されません。

● **郵送による証明書発行**

必要書類を郵送することにより、証明書を取得できます。
※郵送代金と定額小為替購入金は自己負担。